

9/20 福

原発
福島
訴訟
避難

国、東電の責任認定

高松高裁、賠償上積み



東京電力福島第一原発事故を巡る避難者訴訟の控訴審判決を受け、「勝利」などと書かれた紙を掲げる原告側の支援者ら。29日午後、高松高裁前で

東京電力福島第一原発事

故で福島県から愛媛県に避難した住民ら二十三人が、国と東電に計約一億三千二百萬円の損害賠償を求めた訴訟の控訴審判決で、高松高裁（神山隆一裁判長）は二十九日、一審松山地裁判決と同様に国と東電の責任を認め、賠償額も上積みして計約四千六百二十萬円の支払いを命じた。松山地裁判決が命じた賠償額は計約二千七百四十萬円だった。避難指示解除準備区域に住んでいた原告四人に限

り、生活基盤を失った「故郷喪失慰謝料」各百万円も認められた。原告側は一律に認めるべきだとして上告する方針。

原告側によると、全国約三十件の同種訴訟で高裁判決は四例目。国と東電の賠償責任を認めた高裁判決は、福島訴訟の仙台高裁判決と、千葉訴訟の東京高裁判決に続き三例目。前橋訴訟の東京高裁判決は東電のみ賠償を命じた。最高裁で統一判断が示される見通

し。

神山裁判長は、国が原発を基幹発電と位置付け、原子力政策を推進してきた事実を踏まえ「国の責任範囲を限定するのは相当ではない」として上積みが相当と判断した。